

# ○ 戸田市議会モニター設置要綱

(平成22年12月15日議長決裁)  
(議会運営委員会決定)

## (目的)

**第1条** この要綱は、戸田市議会モニター（以下「市議会モニター」という。）を設置することにより、戸田市市議会（以下「市議会」という。）の運営等に関し、市民からの要望、提言その他の意見を広く聴取し、市議会の円滑かつ民主的な運営を推進することを目的とする。

## (定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 本市の区域内に在住、在勤又は在学する者をいう。
- (2) 会議 市議会の本会議、常任委員会、特別委員会及び市議会議長（以下「議長」という。）の下に設置される検討会等をいう。

## (職務)

**第3条** 市議会モニターは、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 会議（非公開で行われるものを除く。）を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。
- (2) 「とだ議会だより」及び市議会ホームページに関する意見を文書により提出すること。
- (3) 議長が依頼した市議会の運営に関する調査事項に回答すること。
- (4) 市議会議員と1年に1回以上、意見交換を行うこと。

(5) その他議長が必要と認めた職務

(提出された提言等の処理)

**第4条** 市議会モニターから提言等が提出されたときは、議長は必要に応じて関係する会議に当該提言等を送付し、当該会議において検討させるものとする。

2 前項の規定による検討結果は、原則として当該提言等を提出した市議会モニターに通知するとともに、議長が別に定める方法により公表するものとする。

(資格)

**第5条** 市議会モニターは、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 年齢満18歳以上の市民であり、かつ、公務員、各種議会議員又は各種行政委員でないこと。
- (2) 市議会の仕組み及び運営に関心があること。
- (3) 市政及び地域社会の発展に関心を持ち、公正な社会的見識を有する者であること。

(欠格事項)

**第6条** 次の各号のいずれかに該当する者は、議会モニターとなることができない。

- (1) 議会モニターとして、中立性及びその品位を損なうおそれのあるとき。
- (2) 議会モニターの地位を利用し、政治活動又は宗教活動を行うおそれのあるとき。
- (3) 議会モニターとして、公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。
- (4) 議会モニターとして、施設及び設備等を損傷し、又は滅失するおそれのあるとき。
- (5) 議会モニターとして、社会的信用を失墜するような行為を行うおそれのあるとき。
- (6) その他議会モニターとして妥当でないと議長が認める

とき。

### (定員及び委嘱)

**第7条** 市議会モニターの定員は、15人以内とする。

2 市議会モニターは、公募により、市民のうちから議長が委嘱する。

3 議長は、前項の規定による市議会モニターの委嘱に当たっては、市議会モニターの年齢、性別、居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

### (任期)

**第8条** 市議会モニターの任期は、1年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市議会モニターは、再任されることができる。ただし、連続して2期を超えてはならない。

### (解任)

**第9条** 市議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は、当該市議会モニターを解任できるものとする。

(1) 市議会モニターから辞任の申し出があったとき。

(2) 第3条に規定する職務を履行しないとき。

(3) 第5条に規定する資格を失ったとき。

(4) 市議会モニターとしてふさわしくない行為があったとき。

(5) その他議長が必要と認めたとき。

### (報酬等)

**第10条** 市議会モニターは、無報酬とする。ただし、議長が必要と認めたときは、謝礼を支給することができる。

### (その他)

**第11条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月15日から施行する。